

保健福祉事業の追加について（高齢者等紙おむつ給付事業）

1 提案の趣旨

市では在宅の高齢者及び重度身体障害者（以下「高齢者等」という。）の快適な日常生活の確保とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的に、高齢者等紙おむつ給付事業として、紙おむつの無料給付を実施している。本事業は平成5年から実施され、利用者の衛生的な生活の維持や利用者本人、家族の経済的な負担の軽減に寄与しており、制度開始以来、高齢者等の生活を支えるサービスとして定着している。

事業開始より30年が経過し、高齢者等を取り巻く社会状況は大きく変化しており、特に、高齢者人口や社会保障関連経費の増加は、今後の自治体運営においても大きな課題となっている。このような状況下においても「高齢者等の生活を支えるために必要なサービス」を維持していくため、市では、事業の公平性や持続可能な提供体制を視野に入れつつ、様々な見直しを行ってきた。

高齢者を対象とした紙おむつの給付については、国の定める地域支援事業の任意事業における介護用品の支給に係る事業として実施しているが、現状は、平成27年度に行われた国の地域支援事業実施要綱改正に伴い、当該事業の最終的な廃止を前提とした激変緩和措置として例外的に事業実施が認められているが、令和5年度末に事業が廃止となる見込である。

そこで、紙おむつの利用が衛生的な生活を送るうえで最低限必要な物品であることから、下の国の方針に基づき見直しを行ったうえで事業を継続する。

【見直しの要旨】

- ・紙おむつ給付の所得要件や配布枚数は現状どおり実施
 - ・地域支援事業（任意事業）から保健福祉事業へ変更
- ※保健福祉事業として実施することにより、財源や対象者を変更する。

国の方針

令和2年11月9日事務連絡、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」抜粋

「介護用品の支給は、介護支給サービスの上乗せ・横出しとなるものであり、仮に実施する場合には、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきもの」であり、上記取扱いは例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進められたい。

2 紙おむつ給付事業の概要（現行：令和4年4月から適用）

(1) 事業の目的

高齢者等の快適な日常生活の確保とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図る。

(2) 対象者

市内に住所を有し、給付を受ける月の属する年度（給付を受ける月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の本人（18歳未満の者にあっては、扶養義務者）の市町村民税が課されていない者であって、次のいずれかに該当する者

- ア 要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の者で居宅においておむつを使用する者
- ウ その他市長が特に必要と認めた者

(3) 給付枚数及び給付方法

- ア 給付枚数 紙おむつの種類ごとに上限を設ける。
- イ 給付方法 毎月、市長が委託した業者を通じ給付する。（配送される）

(4) 財源

(2)アの対象者 → 国、県及び市の法定負担金並びに介護保険料
（介護保険特別会計 地域支援事業として実施）

国	県	市	第1号介護保険料
38.5%	19.25%	19.25%	23.0%

(2)イの対象者 → 一般財源（一般会計により実施）

3 令和6年度以降の紙おむつ給付事業の見直しについて

令和3年度に公平性、事業の持続性等における事業の適正化を目的に、対象者の所得要件や給付枚数の見直しを行っており、給付内容については変更せず、以下について見直しを行う。

(1) 事業の移行

地域支援事業（任意事業）としての当該事業は、最終的には廃止を前提とした激変緩和措置として例外的に認められているものであることから、令和6年度以降は、国が例示する方法の一つである保健福祉事業（介護保険法第115条の49）として事業継続を図る。

なお、保健福祉事業の財源は、65歳以上の第1号被保険者から納付いただく介護保険料（以下、「第1号保険料」という。）とする。

地域支援事業と保健福祉事業の違いは下表のとおり。

	【地域支援事業（任意事業）】	【保健福祉事業】
制度概要	地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの	市が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの
財源	国：38.5% 県：19.25% 市：19.25% 第1号保険料：23%	第1号保険料100%
要件	要介護3以上・所得制限の設定	市の判断により設定

(2) 対象者の見直し

第1号保険料を財源とする「保健福祉事業」での実施にあたり、本事業の対象者の要件を一部変更する。

	現行	改正案
対象者 要件	市内に住所を有し、給付を受ける月の属する年度（給付を受ける月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の本人（18歳未満の者にあっては、扶養義務者）の市町村民税が課されていない者であって、次のいずれかに該当する者 ア 要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者 イ 身体障害者手帳1級又は2級の者で居宅においておむつを使用する者 ウ その他市長が特に必要と認めた者	市内に住所を有し、給付を受ける月の属する年度（給付を受ける月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の本人（18歳未満の者にあっては、扶養義務者）の市町村民税が課されていない者であって、次のいずれかに該当する者 ア <u>白井市が行う介護保険の被保険者である要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者（法第129条に規定する保険料を滞納していない者に限る。）</u> イ 身体障害者手帳1級又は2級の者で居宅においておむつを使用する者 ウ その他市長が特に必要と認めた者

4 介護保険料への影響について

「保健福祉事業」として事業を継続する場合、事業費が第1号保険料に反映（第9期計画期間については月額50円程度の影響）される。

※第1号保険料を100%充当する事業となることから、介護給付費等保険者準備基金や保険者機能強化推進交付金を充当することが可能である。

※対象者及び支給要件については、事業費が第1号保険料に影響することから、保険料の算定に併せて検討を行っていく。